

# 第3次香美町男女共同参画行動計画

～ だれもがいきいきと輝けるまちをめざして ～

( 案 )

令和 4 年 月

兵庫県香美町



# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 持続可能な開発目標（S D G s）への対応	3

## 第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	4
2 重点目標と施策体系	6

## 第3章 施策の方針と取組内容

### 重点目標I だれもがともに参画する人づくり

推進項目1 互いを理解し尊重しあう意識の醸成	7
推進項目2 まちづくりの方針決定における男女共同参画の推進	8

### 重点目標II だれもが働きやすい職場づくり

推進項目3 職場における女性の活躍推進	9
推進項目4 ワーク・ライフ・バランスの推進	10

### 重点目標III だれもが支え合う家庭と地域づくり

推進項目5 家庭における男女共同参画の推進	11
推進項目6 地域における男女共同参画の推進	12
推進項目7 多様な人々が安心して生活できるまちづくりの推進	12

### 重点目標IV だれもが安心して暮らせるまちづくり

推進項目8 健康な生活を送るための支援	14
推進項目9 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進	14
推進項目10 あらゆる暴力の根絶【香美町DV防止基本計画】	15

## 第4章 計画の推進

1 庁内推進体制の整備	17
2 町民等との連携	17
3 国・県等との連携	17

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

平成11年6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を「21世紀のわが国の最重要課題の一つ」として位置づけています。

平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立するなど、社会全体で女性活躍の動きが拡大しており、男女共同参画の実現に向け、女性の活躍を一層推進していくことが不可欠です。

本町においても、平成19年3月に「香美町男女共同参画行動計画」を策定し、その後、社会環境の変化に対応するため平成28年3月に「行動計画」を改定し、施策を推進してきました。

これまでの取組により、男女共同参画の推進に向けた町民意識は着実に高まりつつありますが、近年の人口減少社会の本格化や人生100年時代の到来、自然災害や新たな感染症への対策、人々の生活様式や意識・価値観の多様化等への対応が求められています。

このような社会状況の変化に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開するため、新たに「第3次香美町男女共同参画行動計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、平成28年3月に策定した「第2次香美町男女共同参画行動計画」を引き継ぐものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」（香美町DV防止基本計画）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」）第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」（香美町女性活躍推進計画）として位置づけます。

なお、本計画は、「第2次香美町総合計画」を上位計画として、福祉・教育・町民生活等に関する各個別計画との整合を図り、男女共同参画を推進するための視点から策定します。

## 【参考】

### 男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

#### 第14条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

#### 第2条の3

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県推進計画等）

#### 第6条

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、期間中であっても、国内外の動向や社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行います。

## 4 持続可能な開発目標（S D G s）への対応

平成27年（2015年）9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（S D G s）」は、持続可能な社会を実現するための国際社会全体の開発目標です。

わが国においても、平成28年（2016年）5月に関係省庁が連携し、一体となり取り組むため、国家戦略として「持続可能な開発目標（S D G s）実施指針」を決定し「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者」をめざす方針を打ち出しています。

また、この指針のなかで「各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはS D G sの要素を最大限反映することを奨励」する旨が明記されています。

持続可能なまちづくりを進める本町においても、S D G sに掲げられている17の目標について、自治体の世界最大組織である都市・自治体連合（United Cities and Local Governments）が提唱する取組方針を参考に、各施策について推進を図っていきます。

### ●持続可能な開発目標（S D G s）における17の目標



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

少子高齢化の進展や国内経済活動の成熟化等、社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる社会の実現は、緊要な課題となっています。

このため、国では、男女共同参画社会について、以下の5つの基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画社会の実現を計画的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」を制定しています。

#### 【男女共同参画社会基本法の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣習についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

また、令和2年12月に策定された第5次男女共同参画基本計画では、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意（※1）の着実な履行の観点から、目指すべき社会として以下の4つを示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す社会の形成の促進を図っていくこととしています。

#### 【第5次男女共同参画基本計画における目指すべき社会】

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と強調する社会

本計画では、この「男女共同参画社会基本法」が掲げる5つの理念や「第5次男女共同参画基本計画」及び令和3年に兵庫県が策定した第4次兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女いきいきプラン2025」が示す目指すべき社会を見据え、次の基本理念を設定します。

### 基本理念

## だれもがいきいきと輝けるまちをめざして

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる社会」です。

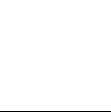
本町では、男女共同参画社会を確立し「だれもがいきいきと輝けるまち」を目指します。

---

### ※1 多国間合意

持続可能な開発のための2030 アジェンダ、女子差別撤廃条約、北京宣言・行動綱領、国連女性の地位委員会における政治宣言、G7、G20、APEC、OECD などにおける首脳宣言・閣僚宣言等。

## 2 重点目標と施策体系

重点目標	推進項目・取組内容
I だれもがともに参画する人づくり     	<p>1 互いを理解し尊重しあう意識の醸成</p> <p>① 社会環境の改善と意識改革</p> <p>② 学校教育・社会教育における男女共同参画の推進</p> <p>2 まちづくりの方針決定における男女共同参画の推進</p> <p>① 政策・方針決定過程における女性の参画の推進</p>
II だれもが働きやすい職場づくり     	<p>3 職場における女性の活躍推進</p> <p>① 雇用における男女平等の推進</p> <p>② 職場における男女差別のない待遇の確保</p> <p>4 ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>① 仕事と生活が両立できる労働環境の整備・充実</p>
III だれもが支え合う家庭と地域づくり     	<p>5 家庭における男女共同参画の推進</p> <p>① 家庭生活における固定的性別役割分担意識の解消</p> <p>② 男性の家事・育児等、家庭生活への参画促進</p> <p>6 地域における男女共同参画の推進</p> <p>① 地域活動を通した男女共同参画の推進</p> <p>7 多様な人々が安心して生活できるまちづくりの推進</p> <p>① すべての人が安心して生活できる環境の整備</p>
IV だれもが安心して暮らせるまちづくり     	<p>8 健康な生活を送るための支援</p> <p>① 生涯にわたる男女の健康保持への支援</p> <p>9 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進</p> <p>① 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進</p> <p>10 あらゆる暴力の根絶 【香美町DV防止基本計画】</p> <p>① 防止に向けた意識啓発</p> <p>② 相談窓口の充実と被害者の救済</p>

## 第3章 施策の方針と取組内容

### 重点目標Ⅰ だれもがともに参画する人づくり

#### 推進項目1 互いを理解し尊重しあう意識の醸成

##### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、町民一人一人が男女共同参画についての正しい知識や自立の意識を持つこと、また社会全体の意識改革が不可欠です。

社会活動や個人の生き方が多様化する中で、法律や制度の整備が進められ、さまざまな分野で男女の不平等感も改善方向にありますが、いまだに固定的性別役割分担意識（※2）は解消されているとは言えない状況です。

性的少数者（セクシュアル・マイノリティ（※3））の人権についても理解を深め、だれもが平等であり、すべての人が性別に関わらず自己決定、自己選択できる社会づくりが求められています。

また、私たち一人一人がメディア（テレビ、新聞、インターネット等）から発信された情報を見きわめ、正しく理解し活用する能力を身につける「メディア・リテラシー（※4）」の向上も重要となっています。

##### 〔取組の内容〕

###### ① 社会環境の改善と意識改革

- 固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行が見直されるよう、広報等を通じた啓発活動を行います。
- 町からの情報発信において、男女共同参画の視点に立ち、適切な表現がなされるよう、十分に配慮します。
- 広報やホームページ等を通じ、情報を正しく理解し、活用する能力の向上について啓発活動を推進します。

###### ② 学校教育・社会教育における男女共同参画の推進

- 学校教育分野において学習指導要領に基づき、心身の発達段階や年代に応じた男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。
- 児童・生徒が個々の能力や適性を発見し、幅広い視野から性別にとらわれない進路、多様な生き方の選択ができるよう、教育・指導を行います。
- 人権講演会や学習会をはじめ、生涯学習や公民館活動等のあらゆる機会を通じ、男女共同参画に関する学習機会の提供や意識の醸成に努めます。

## 推進項目2 まちづくりの方針決定における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

活力のある持続可能な社会を作り、だれもが暮らしやすい社会を実現するためには、まちづくりの方針決定等の過程における女性の参画が進み、さまざまな考え方や意見が確保されることが重要です。

本町の条例等により設置されている審議会委員への女性の登用率は、22.5%（令和3年4月1日現在）で、第2次香美町総合計画に掲げる30.0%の目標に向け取り組んでいく必要があります。

### 〔取組の内容〕

#### ① 政策・方針決定過程における女性の参画の推進

- 性別や年代に関わらず多様な意見を反映するため、各種審議会などへの女性登用を促進します。
- 意思決定の場へ女性が主体的に関わることを啓発し、性別にとらわれない男女共同参画の意識啓発を促進します。
- 各種団体に向けた女性の登用促進のための広報や啓発、協力を要請していきます。

---

#### ※2 固定的性別役割分担意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事・女性は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方。

#### ※3 セクシュアル・マイノリティ

性のあり方が、社会的にマイノリティ（少数者）であること。身体的な性、性の自認、性的指向により、人それぞれ異なる。

#### ※4 メディア・リテラシー

高度情報通信社会が進展する中で、メディア（新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、インターネット等）からもたらされる膨大な情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力が不可欠であることから、メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。

## 重点目標Ⅱ だれもが働きやすい職場づくり

---

### 推進項目3 職場における女性の活躍推進

#### 【現状と課題】

人口減少や少子高齢化が進む中で、働き方や暮らし方、家族のあり方も多様化しています。平成28年4月に「女性活躍推進法」、平成31年4月には「働き方改革関連法」が施行され、女性の就労に関する法整備が進められてきました。

しかしながら、男女間の格差は完全には解消されてはおらず、管理職への登用をはじめ、女性に比べて男性が優遇されているという意識が根強いのが現状です。

また、職場におけるハラスメントは女性の活躍推進を阻害するものであり、誰もが安心して働くことができるようハラスメントの防止に取り組んでいく必要があります。

だれもが対等な立場で能力を十分に発揮できること、子育てや介護などを含む家庭生活と仕事が両立できるよう支援制度を充実するとともに、働く場での女性の活躍推進について、雇用や職場環境の整備、意識啓発に取り組む必要があります。

#### 〔取組の内容〕

##### ① 雇用における男女平等の推進

- 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関係法令等の周知と啓発に努めます。
- 事業者への情報提供や意識啓発を推進し、男女共同参画に対する理解と実践の働きかけを行います。

##### ② 職場における男女差別のない待遇の確保

- 女性活躍推進法の趣旨や内容について情報提供や啓発に努めます。
- 男女間の賃金格差の是正、パートタイム等の非正規雇用者の労働条件の改善に向けた意識啓発を行います。
- セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）（※5）やパワー・ハラスメント（パワハラ）（※6）等、各種ハラスメントの防止対策について、周知と意識啓発を進めます。
- 育児・介護休業制度など多様な働き方を可能とする制度の普及啓発と利用促進を行います。

## 推進項目4 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 【現状と課題】

働き方や暮らし方が多様化する中、だれもが個性と能力を發揮し、あらゆる分野に参画しながら充実した生活を送るためにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（※7）の実現がとても重要です。

だれもが多様な働き方や生き方を自由に選択できるよう、職場環境の整備等を進め、暮らしやすい持続可能な社会の実現が望まれています。

### 〔取組の内容〕

#### ① 仕事と生活が両立できる労働環境の整備・充実

- 男女それぞれの生き方や、あらゆる世代に向けて、多様な働き方を選べるワーク・ライフ・バランスの必要性を啓発します。
- 働き方の見直しや制度の充実等、職場環境の整備を進めるため、企業などに対して情報提供や意識啓発に努めます。
- 起業やテレワークの活用等、多様な働き方に対応する情報提供を行います。

---

#### ※5 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

職場などにおいて、相手の望まない性的な言動、身体への不必要的接触などの性的嫌がらせをしたり、それを拒否したことで不利益を受けたり職場環境が不快なものになること。同性に対するものも含む。

#### ※6 パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性といった権力を背景にして、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与えたる、職場環境を悪化させたりするなどの嫌がらせ行為。

#### ※7 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

## 重点目標Ⅲ だれもが支え合う家庭と地域づくり

### 推進項目 5 家庭における男女共同参画の推進

#### 【 現状と課題 】

人口減少や少子高齢化が進む中で、働き方や暮らし方、家族のあり方も多様化しています。男女がともに働き、家計を支えることが一般的になってきましたが、家事や育児などは、依然として女性の役割という意識が残っているのが現状です。

男性の育児休業等の取得推進、長時間労働の削減等の働き方改革を促進し、仕事に偏った生活から、家事・育児等の家庭生活への参画に向けた意識の醸成を進めていく必要があります。

また、社会通念や慣習の中には、「男性の役割」、「女性の役割」というような社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）が存在しており、個人の希望や能力ではなく「性別」によって生き方や働き方の選択肢や機会が決められてしまうことがあります。

家族全員が互いの人権を尊重し、性別による固定的な役割分担意識を解消し、家事や育児等を協力しあう家庭づくりが求められています。

#### 〔 取組の内容 〕

##### ① 家庭生活における固定的性別役割分担意識の解消

- 性別による役割分担意識を解消するため、各種事業や広報等を活用し、啓発を行います。
- 家族一人一人が性別による役割分担意識の解消に向けた、慣行、習慣などを見直す情報提供や意識啓発に努めます。

##### ② 男性の家事・育児等、家庭生活への参画促進

- 男性が家庭での役割を持つことの大切さや、家庭教育において果たす役割の重要性について、意識啓発に努めます。
- 男性が家事・育児・介護等の知識や技能の学習や習得ができる機会の整備や情報提供に務めます。

## 推進項目6 地域における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

地域活動において、町民一人一人の個性や能力が十分発揮でき、だれもがいきいきと暮らすためには、互いが協力し合い、多様な考え方や生き方を認め合う環境づくりが必要です。しかしながら、活動によっては役割が特定の性別や年齢等に固定化している傾向も見られます。

また、子育ては親だけが抱え込むものではなく、社会全体で子どもや子育て家庭を支援する意識を醸成し、家庭と地域とのつながりを深める体制づくりが必要となっています。

だれもが地域活動に積極的に参画し、多様な意見を取り入れ、反映させることが大切であり、地域活動を通じて互いに尊重し、協力し合いながら、男女共同参画社会の実現と、まちの活性化を推進するような地域づくりを目指していかなければなりません。

### 〔取組の内容〕

#### ① 地域活動を通した男女共同参画の推進

- 地域活動における男女共同参画の重要性について、啓発活動に務めます。
- 地域活動に多数の人の参加・参画が実現するよう、情報提供や働きかけを行います。
- 人権学習会等の機会を通じ、地域における男女共同参画についての学習の機会を提供します。
- 安心して子育てや仕事に取り組めるよう、子育て支援に関するサービスの充実を図ります。
- 子育て・子育ち支援センターの充実を図り、子育て支援のネットワークづくり等を推進します。

## 推進項目7 多様な人々が安心して生活できるまちづくりの推進

### 【現状と課題】

全国的に、社会的孤立やひきこもり、8050問題（※8）、生活困窮等、個人や世帯が抱える生活課題は多様化・複雑化しています。

本町においても、高齢者や子ども、障がいのある人、ひとり親家庭、外国人住民等が安心して暮らすことができるよう、社会環境の整備が必要となっています。

また、性的少数者やコロナ禍における感染者や医療従事者、その家族に対する偏見や差別をなくし、だれもが自分らしく生きることのできる社会づくりを進めることが重要となっています。

## 〔取組の内容〕

### ① すべての人が安心して生活できる環境の整備

- 高齢者・障がいのある人・ひとり親家庭等が抱えるさまざまな悩みや問題を解消するため、関係機関による相談体制の充実を図ります。
- だれもが共に多様性を認め合い、相互理解を深め快適な日常生活を送れるよう、多文化共生社会の形成に向けた情報提供に努めます。
- 性的少数者やコロナ禍に関連する人権侵害等について、啓発活動を行うなど、社会における理解促進に努めます。

---

### ※8 8050問題

80代の親が自立できない事情を抱える50代の子どもの生活を支えている構図。生活困窮や社会孤立などが危惧される。

## 重点目標IV だれもが安心して暮らせるまちづくり

### 推進項目8 健康な生活を送るための支援

#### 【現状と課題】

だれもが互いの身体的特性を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生活することは、男女共同参画社会の形成にあたり非常に重要なことです。

特に女性は妊娠や出産、女性特有の疾患を経験することがあり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（※9）」の視点に立ち、ライフステージに応じた健康維持が求められます。

また、男性においては喫煙や飲酒等による生活習慣病、ストレス性疾患が多いことが指摘されており、男女共同参画社会の実現に向けて、だれもが身体的特性に配慮し、生涯を通じた健康保持・増進の取組が求められます。

#### 〔取組の内容〕

##### ① 生涯にわたる男女の健康保持への支援

- 女性特有の病気の予防・早期発見に向け、がん検診推進事業の普及啓発に努めます。
- 母子保健・メンタルケア等、女性が心身ともに健康に過ごすことができるよう、相談事業を推進します。
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツを重要な視点として、女性の生涯を通じた健康づくりの情報や学習機会を提供します。
- こころの健康づくりや生活習慣病予防等、心身の健康づくりのための事業を推進します。

### 推進項目9 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

#### 【現状と課題】

大規模災害や地震、複合災害の発生に備え、だれもがそれぞれの役割を分担し防災・減災活動に参画していくことが重要です。

これまで女性が関わることが少なかった防災分野においても女性の参画を推進し、災害への備え、避難所の運営、被災者支援など男女共同参画の視点を取り入れた防災施策を推進し、災害に強い社会づくりに向けた取組を行っていくことが必要となっています。

## 〔取組の内容〕

### ① 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

- 地域防災計画等の各種対応マニュアルに、男女共同参画の視点を反映させるとともに、体制づくりを進めます。
- 自主防災組織等に、だれもが積極的に参画できるよう意識啓発を行うとともに、男女共同参画の視点に立った防災体制づくりに関する情報提供等を行います。

## 推進項目 10 あらゆる暴力の根絶 【香美町DV防止基本計画】

### 【現状と課題】

ドメスティック・バイオレンス（DV）（※10）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）等のハラスメント、デートDV（※11）、ストーカー行為、性犯罪・性暴力等は、被害者の生命や身体、精神に危害を与える重大な人権侵害で、このような暴力の根絶に向けた取組強化が必要です。

特にDVは、被害者が声を上げにくく長期にわたり恐怖や不安を与えるため、被害が深刻化しやすい特性があります。こうした被害者の多くは女性であり、男女共同参画社会の実現に向けて、大きな課題となっています。

また、児童や高齢者への虐待をはじめとする家庭内での暴力の増加や深刻化が懸念されています。

このような状況を改善するためには、「あらゆる暴力を許さない」という意識を家庭や地域で共有することが重要であるとともに、被害者が相談しやすいよう、身近な相談体制を整備し関係機関との連携を強化することが必要です。

## 〔取組の内容〕

### ① 防止に向けた意識啓発

- DV等のあらゆる暴力に関する正しい知識の普及とその根絶に向けた啓発を行います。
- あらゆる暴力を未然に防ぐため、学校・地域等において学習する機会を促進します。
- DV等の防止・早期発見のため、府内各課や関係機関等との連携強化を図ります。
- 児童虐待や高齢者虐待等、各種虐待防止ネットワークの充実・強化を図ります。

### ② 相談窓口の充実と被害者の救済

- DVやセクシュアル・ハラスメント、児童や高齢者への虐待等の相談に対応するため、関係機関と連携し相談窓口を設置するなど、相談体制の確保・充実に努めます。

○被害者等から通報があった場合、警察、健康福祉事務所、医療機関等との連携を図り、被害者が安全に避難できるよう、支援する体制づくりに努めます。

---

#### ※9 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

#### ※10 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあつた方から受ける暴力。身体的暴力（殴る、蹴る、髪を引っ張るなど）のほか、精神的暴力（怒鳴る、無視、交友関係の監視など）、性的暴力（性行為の強要など）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）がある。

#### ※11 デートDV

交際中のカップルの間で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、相手の行動を制限し自分の思いどおりに支配しようとする行為等も含む。

## 第4章 計画の推進

### 1 庁内推進体制の整備

本計画を推進するためには、行政全般にわたる取組が必要となります。そのため、町職員一人一人の意識啓発を進めていくとともに、庁内関係各課と情報を共有する機会を設けるなどの連携を深め、推進体制の整備に努めます。

### 2 町民等との連携

香美町において男女共同参画社会を実現するためには、行政の取組だけでなく、町民、各種団体、事業所等との連携が必要不可欠です。さまざまな機会を通じて町民の皆様からの意見を聞き、取り入れながら計画を推進していきます。

### 3 国・県等との連携

男女共同参画を総合的に推進するには、町だけでは解決できない課題も多いことから、国や県、その他関係機関との連携・協力を図りながら計画を推進していきます。



## 第3次香美町男女共同参画行動計画

令和4年 月

香美町町民課人権推進室